

原安第354号  
平成30年8月16日

玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会

プルサーマルと佐賀県の100年を考える会

玄海原発反対からつ事務所

原発を考える鳥栖の会

今を生きる会

原発知っちょる会

風ふくおかの会

戦争と原発のない社会をめざす福岡市民の会

たんぽぽとりで

東区から玄海原発の廃炉を考える会

福岡で福島を考える会

あしたの命を考える会

怒髪天を衝く会

各団体代表者様

佐賀県知事 山口 祥義



要請・質問書に対する回答について

2018年7月26日付けで提出のあった要請・質問書「玄海原発 リラッキング・乾式貯蔵施設建設を認めないでください 核のごみをこれ以上増やしてはならない」について別紙1のとおり回答します。

また、同日付けで提出のあった要請・質問書『原発の伝承』『核のごみ処分』は『国民の責任』ではありません 九州電力社長に対して発言撤回を求めてください』について別紙2のとおり回答します。

2018年7月26日付け要請・要請書への回答について

**要請事項**

玄海原発の使用済み核燃料のリラッキング及び乾式貯蔵施設の建設を認め  
ないでください。

(答)

- 玄海3号機のリラッキング工事については、平成22年に国へ設置変更許可の申請及び県への事前了解願の提出がなされていますが、現在審査は中斷されています。
- 玄海原発の使用済燃料対策については、リラッキングと乾式貯蔵施設について、九州電力において技術的な検討がされていると聞いています。
- いずれにしても、九州電力には事業者としての責任を強く認識して取り組んでいただきたいと考えており、県としては、県民の安全を何よりも大切に、具体的な話があれば、しっかりと伺いたいと考えています。

質問事項 1

知事は記者会見で、核のごみを含めた新たな原子力施設の建設について「同意するつもりはない」という発言をしているが、九電が新たに建設しようとしている乾式貯蔵施設についても新たな原子力施設と理解していいか。「いいえ」の場合、その理由も示されたい。

(答)

- 平成29年4月24日に玄海原子力発電所3、4号機の再稼働に関する知事記者会見を行った際、「もし仮に今、新たに原子力発電所を作るという判断を求められたとしても、私は決して同意するつもりはありません。」と発言しています。
- 乾式貯蔵施設については、現在、九州電力において技術的な検討をしていると聞いていますが、具体的な話はっていません。
- 九州電力には事業者としての責任を強く認識して取り組んでいただきたいと考えており、県としては、県民の安全を何よりも大切に、具体的な話があれば、しっかりと伺いたいと考えています。

**質問事項2**

使用済み核燃料の処分について、敷地内・敷地外、県内・県外、期間等、九州電とどのように約束してきたのか、具体的に示されたい。

(答)

- 玄海原子力発電所で発生した使用済燃料の処分について、県が九州電力と約束したものはありません。
- なお、玄海原子力発電所における使用済燃料の処分の方法については、原子炉設置許可申請書において、「国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とする。」として許可されています。

質問事項3

2015年11月、九電は敷地内外での乾式貯蔵施設建設を検討中であることを公表した。佐賀県はこのことに抗議をしたが、その内容は、九電から県に事前に説明があったが県として公表していなかったことを九電が先に公表したことに対する抗議だった。現在も県と九電は県民に公表しないままに使用済み燃料問題について協議を行っていると推測される。それはいつどのような内容なのか示されたい。

(答)

- 乾式貯蔵施設については、現在、九州電力において技術的な検討をしていると聞いていますが、具体的な話はっていません。
- 九州電力には事業者としての責任を強く認識して取り組んでいただきたいと考えており、県としては、県民の安全を何よりも大切に、具体的な話があれば、しっかりと伺いたいと考えています。

質問事項4

3号機で使用しているMOX燃料はあと2サイクルで、使用済みMOX燃料となる。それは燃料プールに何年貯蔵する計画か。搬出先とする第二再処理工場はいつ完成し、運用可能状態となる予定か。

(答)

- 九州電力では、玄海3号機で発生する使用済MOX燃料の処分の方法について、設置許可申請書において、原則として国内の再処理工場で再処理することとし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するとして、国から許可を受けています。
- また、国のエネルギー基本計画において、使用済MOX燃料の処理・処分の方法については、「使用済MOX燃料の発生状況とその保管状況、再処理技術の動向、関係自治体の意向などを踏まえながら、引き続き研究開発に取り組みつつ、検討を進める。」とされており、国において研究開発が進められるものと認識しています。

**質問事項 5**

他の電力会社が保有するプルトニウムを玄海原発などで MOX 燃料として使って消費するよう、政府が電力会社に検討を求めていたり（2018年6月10日、日経新聞）。実施されれば、処理できない使用済み核燃料がさらに玄海の地にとどめ置かれることになる。県としてはどのように対処するのか。

（答）

- 九州電力からは、現時点で、政府から検討を求められていないと聞いています。

**質問事項 6**

九電は玄海原発に隣接する 12 ha の敷地で「重大事故時の資材置き場」等として用地整備を進めている。県はこの土地の開発に許可を与えているが、それはどういうものか。乾式貯蔵施設建設等に用途変更することはないのか。

(答)

- 県は、玄海原子力発電所に隣接する敷地の開発について、都市計画法に基づき開発行為を許可しています。開発許可申請書において、開発目的は玄海原子力発電所の周辺整備であり、資機材保管エリア、作業員詰所等を設置する計画であるとされています。
- なお、平成 29 年 2 月の県議会原子力安全対策等特別委員会においても、九州電力は「あくまでも重大事故時の外部の支援用の機材の置き場、それから、定期検査時等を含めました資材の置き場、そういういた補修事務所といったような使い方をするものでございまして、それ以外の目的について使うことは一切考えてございません。」と答えられています。

**質問事項7**

リラッキングによる危険性はどのように県として検証しているのか。また、福島第一原発の使用済み燃料プールのリラッキングによる影響はどのようなものか。

(答)

- 玄海3号機のリラッキング工事については、平成22年に国へ設置変更許可の申請及び県への事前了解願の提出がなされていますが、現在審査は中斷されています。
- 今後、仮に九州電力がリラッキングを行うとなれば、原子力規制委員会の審査が必要となることから、安全性については国においてしっかり審査されるものと考えています。
- また、福島第一原子力発電所の使用済燃料プールで貯蔵されていた使用済燃料については、地震や津波、さらに、福島第一原子力発電所事故の影響を受けたものの、大きな損傷を被ったものは確認されていないと認識しています。

2018年7月26日付け要請・質問書への回答について

**要請・質問書**

6月27日、九州電力社長に池辺和弘氏が新たに就任し、新聞各紙で池辺氏へのインタビューが相次いで掲載されました。その中で池辺氏は「原発技術の伝承は国民の責任」、「(核のごみ)処分場確保へみんなで努力を」(6月28日付朝日新聞)などと語っています。

私たちは唖然とした口がふさがりません。一企業の活動の伝承が何故私たちの責任なのでしょうか。一企業の出したゴミの処分に関して何故みんなが努力をしなければならないのでしょうか。

さらに「(再エネよりも)原子力のほうが成熟した技術だ」と、10万年先の未来に後始末をおしつける未成熟の技術を「成熟」だと強弁し、事故時の対応を問われ「私が原子炉を止めに行く」などと、稚拙な精神論を語りました。

これらの言葉は、九州一を標榜する九州電力という会社が究極の無責任体质であり、甚だしく倫理観の欠如していることを露呈しています。私たちはこのような企業が原子力という人類の手に負えない技術を弄ぶことを決して認める事は出来ません。

知事はどう思われたでしょうか。また、7月5日に池辺社長と直接面談した際に、この発言についてどう質したのでしょうか。

池辺社長に対して、これらの無責任な発言の撤回を求めるよう、知事に要請いたします。

(答)

- 九州電力池辺社長のインタビューに関する報道については承知していますが、7月5日に池辺社長に面談した際に、それらについての発言はありませんでした。
- 県としては、報道内容しか承知しておらず、九州電力池辺社長に発言の撤回を求める考えはありません。